

三浦館（重要文化財三浦家住宅）公開規程

1. 目 的

この規程は、「三浦館（重要文化財三浦家住宅）」の公開について必要な事項を定めるものとします。

2. 名 称

名称は「三浦館（重要文化財三浦家住宅）」とし、略称を「三浦館」とします。

3. 定 義

「公開」とは、三浦館公開期間中に入館を希望する各人（個人）が、申込をおこない観覧する場合とします。

「特別観覧」とは、公開期間以外に三浦館保存会が特別に観覧を認める場合とします。特別観覧の手続は、後記「5. 特別観覧」に示すものとします。

4. 公 開

三浦館は、文化財保存活用のため、三浦館保存会の理念に基づき、建物及び庭園を定期的に公開いたします。公開期間中の入館希望者は、事前に三浦館保存会事務局へお申込みいただき、入館の手続きをしてください。詳細については次項を参照ください。

公開期間以外は原則非公開とします。

（1）公開期間中の入館申込み手続き（手順）

- ①三浦館保存会事務局へハガキ申込（氏名、住所、連絡先、来館日時、人数をお知らせください）※お申込み人数は1組4名までとなっています。
- ②後日、保存会事務局より申込者へ受付ハガキを郵送いたします。
- ③公開当日、事前にお送りした受付ハガキを持参し、三浦館にお越しください。
なお、公開参加にあたり、公開規程【6、公開及び観覧時の注意事項】の記載内容についてご承諾のうえ、受付ハガキ裏面に参加者名をご記入ください。

（2）公開時期および時間、告知

- ・公開時期は、年3回（5月・8月又は9月・11月）、3日間（金・土・日※ただし、8月又は9月は土曜日、日曜日の2日公開）となります。
- ・公開時間は、午前の部 午前10時から午前11時30分。
午後の部 午後2時から午後3時30分。（1日2回）
- ・公開に関する告知は、三浦館ホームページ、新聞・秋田市広報等でお知らせいたします。
または、三浦館保存会事務局までお問い合わせください。

（3）入館定員

三浦館公開の入館定員は各回15名（1日30名）です。

（4）公開の停止又は制限

上記に関わらず、三浦館保存会事務局は、三浦館の管理上必要があると認めるときは、三浦館の全部若しくは一部の公開を停止し、若しくは制限し、又は公開時間の変更

をする場合がございます。

(5) 見学の報告

広報目的で、一般社団法人三浦館保存会の判断により、三浦館見学に参加中の映像、写真（個人が特定できるものを含みます）、記事、記録などのテレビ、新聞、雑誌、インターネットへの掲載等をする場合があります。また、広報目的で、一般社団法人三浦館保存会の判断により、参加者の皆様の見学風景や当日の写真等を当館ウェブサイトや印刷物等に掲載等をする場合があります。

なお、個人情報を、上記以外の目的で利用する事はございません。

(6) 文化財保護協力費

公開に際して、表1にあげる文化財保護協力費を納入してください。

5. 特別観覧

三浦館は、文化財保存活用のため、三浦館保存会の理念に沿う目的のみ特別観覧ができます。ただし、特別観覧が、三浦館の維持管理業務に支障がでないことを前提とします。また、観覧希望者は、事前に事務局へご相談いただき特別観覧の承認を受けてください。詳細については次項を参照ください。

(1) 必要書類

次の書類を観覧日の1ヶ月前まで提出してください。

- ①三浦館観覧申請書
- ②誓約書
- ③その他、提出を求められた書類

(2) 特別観覧期間および時間

期間は5月1日から11月30日までとし、毎週土・日・月曜日及び祝日を除く平日とします。観覧時間は、午前10時から午後4時30分までです。

(3) 観覧人数

三浦館特別観覧のお申込み人数は、10名以上とさせていただきます。

(4) 観覧の停止又は制限

上記に関わらず、三浦館保存会事務局は、三浦館の管理上必要があると認めるときは、三浦館の全部若しくは一部の観覧を停止し、若しくは制限し、又は観覧時間の変更をする場合があります。

(5) 見学の報告

広報目的で、一般社団法人三浦館保存会の判断により、三浦館見学に参加中の映像、写真（個人が特定できるものを含みます）、記事、記録などのテレビ、新聞、雑誌、インターネットへの掲載等をする場合があります。また、広報目的で、一般社団法人三浦館保存会の判断により、参加者の皆様の見学風景や当日の写真等を当館ウェブサイトや印刷物等に掲載等をする場合があります。

なお、個人情報を、上記以外の目的で利用する事はございません。

(6) 文化財保護協力費

特別観覧に際して、表1にあげる文化財保護協力費を納入してください。

6. 公開または特別観覧時の注意事項

三浦館公開及び特別観覧の際は次の事項を遵守し、または注意してください。また、参加者をして、次の事項を遵守させ、または注意させてください。

(1) 建物等の保護

建物（建具を含む）、展示、備品等を破損・汚損しないように注意してください。建物保存の都合上、観覧できない箇所がございます。また、建物内及び庭園は動物を連れての観覧はできません。

当館は重要文化財のためバリアフリー化がされておられません。車いすでの観覧には介助者が必要となりますので、あらかじめご了承ください。

(2) 火気厳禁

建物、屋敷内での裸火・喫煙は禁止です。

(3) 飲食

所定の場所以外での飲食はできません。

(4) 写真撮影の制限

①事前に承認した場合を除き、個人が楽しむ目的以外での撮影はお断りします。

②主屋室内での三脚の使用の禁止、一部の部屋の撮影をお断りします。

(5) 駐車場

駐車場での事故・盗難等について、三浦館保存会では一切の責任を負いません。また、付近の路上駐車はおやめください。

(6) 入館及び観覧承認の取り消し

次のような行為がある場合、入館及び観覧の承認を取り消す場合がありますので、ご注意ください。

①他の観覧者、近隣に迷惑をかけ、又は迷惑をかける恐れがあるとき。

②管理上支障があるとき。

③入館者又は観覧者が暴力団員等反社会的勢力であり、又はその恐れがあることが判明したとき。

(7) 損害が生じた場合

万一、建物等に損害が生じた場合は、その損害賠償を請求します。

(8) 係員の指示

その他係員の指示があった場合にはこれに従ってください。

7. その他

(1) 委任

この規定に定めるものの他、公開に必要な事項は、三浦館保存会事務局が別に定めます。

(2) 問い合わせ・申請先

一般社団法人 三浦館保存会 事務局

〒010-0121

秋田市金足黒川字黒川 178

電話 018-873-6709、FAX 018-873-2807 e-mail miurayakata@triton.ocn.ne.jp

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 27 日から施行します。

この規程は、平成 26 年 5 月 31 日から改定します。

この規程は、平成 30 年 7 月 1 日から改定します。

この規程は、令和 3 年 10 月 5 日から改定します。

この規定は、令和 7 年 4 月 10 日から改定します。

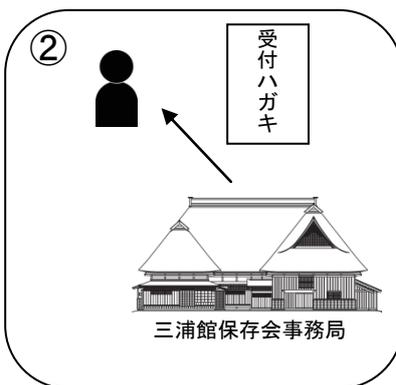
表 1 公開及び観覧にかかる費用

	単 位	料 金	備 考
文化財保護協力費	1 名	1000 円	

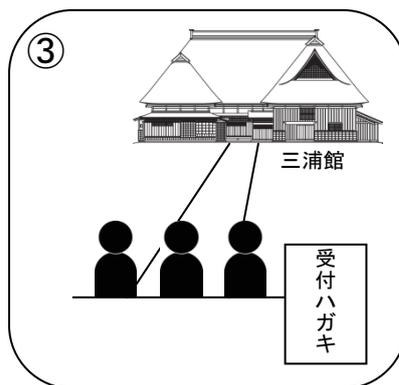
■公開の申込手順



①ハガキで申込氏名、連絡先(住所、電話番号、希望入館日、人数)をお知らせください。



②保存会より受付ハガキをお送りいたします。



③お申込みいただいた公開日に受付ハガキをお持ちになってお越しください。

- ・告知は三浦館ホームページ、新聞、秋田市広報等でお知らせいたします。または三浦館保存会事務局までお問い合わせください。(TEL:018-873-6709)

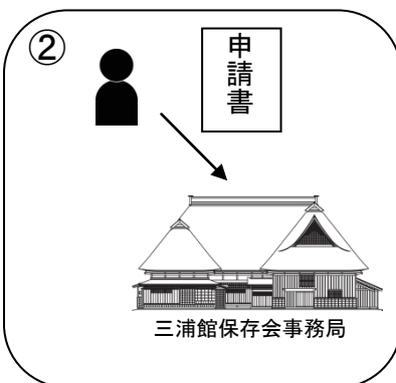
- ・キャンセル・変更等は、三浦館保存会事務局にご連絡ください。

- ・三浦館保存会スタッフが建物等の案内をいたします。
- ・各自現地集合、現地解散となります。(駐車場あり)

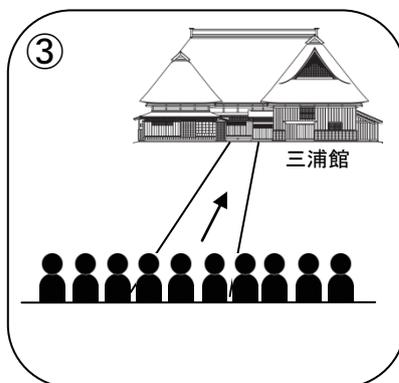
■特別観覧の申込手順



①三浦館保存会事務局に電話にて観覧希望日等お知らせください。



②事務局の承認後、観覧申請書に観覧希望日をご記入いただきお送りください。



③観覧申込日、三浦館へお越しください。

- ・キャンセル・変更等は、三浦館保存会事務局にご連絡ください。

- ・三浦館保存会スタッフが建物等の案内をいたします。
- ・各自現地集合、現地解散となります。(駐車場あり)

令和 年 月 日

一般社団法人 三浦館保存会
代表理事 三浦 崇暢 様

三浦館観覧申請書

申請者 氏名 (団体名)
(役職・氏名)

印

住 所 〒

電 話
FAX

下記の件につき、次のとおり申請いたします。

団体名称 (又は氏名)	
観 覧 日 時	令 和 年 月 日 () 時 間 時 分 ~ 時 分
観 覧 人 数	名
観 覧 目 的	
撮 影 可 否	見学のご様子を撮影させて頂いてよろしいですか? (は い / いいえ) ※見学のご様子を撮影させていただき、当館のウェブサイトや印刷物に掲載させていただく場合がございます。
担 当 者 連 絡 先	担当者氏名 連 絡 先

* 備 考

1. 文化財保護協力費 (1名/¥1000) は、観覧当日に人数分をまとめてお支払いください。
2. 観覧人数に変更のある場合は、事前にお知らせください。
3. ご記入いただいた個人情報は、見学に関する問い合わせや見学実施の準備、実施記録としての目的以外に利用する事はありません。

一般社団法人 三浦館保存会
代表理事 三浦 崇暢 様

誓 約 書

「三浦館（重要文化財 三浦家住宅）公開規程」の各事項を了解し、遵守するよう全参加者に徹底いたします。また、事故やトラブルのないよう、細心の注意を払って使用いたします。

三浦館を観覧するにあたり、「三浦館（重要文化財 三浦家住宅）公開規程」を遵守することを誓約いたします。暴力団員等反社会的勢力が三浦館を観覧することのないようにいたします。

建物・建具・家具・備品等を破損した場合は、貴保存会の請求に従い、直ちに原状に復する費用を負担し、または損害賠償をいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名 責任者 _____ 印

緊急連絡先 _____

■三浦館公開 入館受付ハガキ 見本

010 0121

秋田県秋田市金足黒川字黒川 178

三浦館保存会 様

三浦館 五月の公開
5月25日(金)午前の部
(名様)
受付 9時30分より
見学 10時～11時30分
※時間厳守

◎文化財保護協力費 1,000円
●このハガキは入館券となります。
必ずご持参下さい。
●欠席の場合は必ずご連絡下さい。

一般社団法人
三浦館保存会
秋田市金足黒川字黒川 178
Tel.018-873-6709

010 0121



■三浦館 公開規程【6. 公開または特別観覧時の注意事項】

三浦館公開及び特別観覧の際は次の事項を遵守し、または注意してください。
また、参加者をして、次の事項を遵守させ、または注意させてください。

(1) 建物等の保護
建物(建具を含む)、展示、備品等を破損・汚損しないように注意してください。
建物保存の都合上、観覧できない箇所がございます。また、建物内及び庭園は動物を連れての観覧はできません。当館は重要文化財のためバリアフリー化がされておりません。
車いすでの観覧には介助者が必要となりますので、あらかじめご了承ください。

(2) 火気厳禁
建物、屋敷内での裸火・喫煙は禁止です。

(3) 飲食
所定の場所以外での飲食はできません。

(4) 写真撮影の制限
①事前に承認した場合を除き、個人が楽しむ目的以外での撮影はお断りします。
②主屋室内での三脚の使用の禁止、一部の部屋の撮影をお断りします。

(5) 駐車場
駐車場での事故・盗難等について、三浦館保存会では一切の責任を負いません。
また、付近の路上駐車はおやめください。

(6) 入館及び観覧承認の取り消し
次のような行為がある場合、入館及び観覧の承認を取り消す場合がありますので、ご注意ください。
①他の観覧者、近隣に迷惑をかけ、又は迷惑をかける恐れがあるとき。
②管理上支障があるとき。
③入館者又は観覧者が暴力団員等反社会的勢力であり、又はその恐れがあることが判明したとき。

(7) 損害が生じた場合
万一、建物等に損害が生じた場合は、その損害賠償を請求します。

(8) 係員の指示
その他係員の指示があった場合にはこれに従ってください。

◎公開参加にあたり、上記の公開規程【6. 公開及び観覧時の注意事項】に定められた事項について同意いたします。

氏名(参加者名をご記入ください)

1、 _____ 2、 _____
3、 _____ 4、 _____

◆アンケート
見学のご様子を撮影させて頂いてよろしいですか? (はい / いいえ)

【個人情報の取り扱いについて】
ご記入いただいた個人情報は、見学に関する問い合わせや見学実施の準備、実施記録としての目的以外に利用する事はありません。

入館受付ハガキ 表面

裏面

申込み手続き (手順)

- ①三浦館保存会事務局へハガキにてお申し込みください。
【氏名、住所、連絡先、来館日時、人数 をお知らせください】
※お申込み人数は1組4名までとなっています。
- ②後日、お客様へ 上記の入館受付ハガキを郵送いたします。
- ③公開当日、事前にお送りした入館受付ハガキを持参し、三浦館にお越しください。
※公開規程【6. 公開及び観覧時の注意事項】の記載内容についてご承諾のうえ、
受付ハガキ裏面の記名欄・アンケートにご署名・ご回答ください。